

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.022

処 分 名	景観づくり市民団体の認定
処 分 の 概 要	地域の住民などが主体となって行う、身近な地域の特性を生かした景観づくりを推進するため、地域の住民などにより構成され、主体的に景観まちづくりを行おうとする団体を、景観づくり市民団体として認定します。
根拠条例等・条項	春日部市景観条例（平成 24 年条例第 40 号）第 37 条第 1 項 春日部市景観条例施行規則(平成 24 年規則第 72 号)第 26 条第 1 項
審 査 基 準	条例等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階都市計画課窓口への提出
備 考	http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/keikan/keikanzukuri.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市景観条例

(景観づくり市民団体の認定)

第 37 条 市長は、規則で定める要件を満たす団体を景観づくり市民団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による認定を行ったときはその旨を公表するとともに、当該団体の代表者に通知し、当該認定を行わなかったときはその旨及び理由を当該団体の代表者に通知しなければならない。

■春日部市景観条例施行規則

(景観づくり市民団体の要件等)

第 26 条 条例第 37 条第 1 項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動の目的が条例の目的に適合し、かつ、明確であること。
- (2) 景観づくりを行おうとする区域（以下「区域」という。）をあらかじめ定めており、かつ、その設定が合理的であること。
- (3) 活動の計画を定めていること。
- (4) 設立の目的及び趣旨について区域内に住所を有する者及び土地所有者等（以下「区域住民」という。）の 10 分の 1 以上の同意を得ていること。
- (5) 5 人以上の区域住民を含んでいること。
- (6) 会則、規約等の定めがあること。
- (7) 代表者、会計等の役員を定めていること。
- (8) 区域住民が団体の活動に参加する機会があること。